

岩沼市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩沼市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成11年厚生省令第36号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。
第3条第1項中「各被保険者」を「介護保険の各被保険者」に改める。

第4条第1項中「の員数」を「及びその員数」に改め、同項第3号中「主任介護支援専門員」の次に「（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）」を加え、同条第2項中「前項の規定」を「第1項の規定」に改め、同項の表右欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。